

平成 30 年度  
低炭素型廃棄物処理支援事業補助金  
(④ 廃棄物収集運搬車の低燃費化事業)

《 交付申請の手引き 》

# 【目次】

	頁
1. 補助金交付申請から補助金交付（支払い）までの手続きについて（流れ図）	4
2. 交付申請書兼完了実績報告書の提出について	5
3. 応募書類の作成について	5
(1) 入力上の注意	5
(2) 自動印刷される書類と別途揃える書類	6
<消費税の取り扱いについて>	7
<補助対象経費と補助対象外経費について>	7
4. 補助事業により取得した財産（取得財産）の管理等について	9
(1) 取得財産等管理台帳の整備（交付規程第8条第十四号、同規程様式第10）	9
(2) 当該補助金で取得した財産であることの明示（ステッカーの貼り付け）（交付規程第8条第十三号）	9
(3) 取得財産の処分の制限（交付規程第8条第十四号）	12
5. 財団における指導・現地調査について（交付規程第8条第九号）	12
6. 事業報告書の提出について（交付規程第16条、様式第16）	12
7. 消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できる場合について	12
資料	14

## はじめに

この度は、公益財団法人 廃棄物・3R研究財団（以下「財団」という。）の実施しています平成30年度低炭素型廃棄物処理支援事業補助金（廃棄物収集運搬車の低燃費化事業）の活用をご検討いただきありがとうございます。

本手引きに交付申請の手続きなどについてまとめましたので、ご熟読のうえ、財団へ交付申請書兼完了実績報告書を提出してください。

（注）応募申請書類のうち「様式」などは、財団ホームページの「様式集」よりダウンロードして作成するようお願いします。

応募申請書類の作成は、応募申請用入力シートⅠ及びⅡに必要事項を入力することにより、応募申請に要する計算処理などと共に関連する書式へ自動転記されますので、確認後にボタンをクリックして印刷してください。他の書式等については、必要な入力の確認を行った後、所定の体裁を整えて応募申請書を作成してください。

（自動印刷される書類と書式等に必要の入力する書類一覧は、6Pによります。）

なお、申請車両が10台を超える場合と応募申請書類を手書きで提出する場合は、お問い合わせ下さい。

財団は、提出された交付申請書兼完了実績報告書について厳正な審査を行い、補助金の交付が適当と認められた事業について交付決定通知書兼交付額確定通知書を送付します。

なお、交付決定通知兼交付額確定通知までの審査は迅速に行いますが、提出書類に不備があると修正などをお願いすることになり、この修正などのため思わぬ期間を要してしまう場合がありますので、必ず公募要領・交付規程及び本手引きをご確認のうえ、正確かつ早めに交付申請書兼完了実績報告書をご提出くださいますようお願いいたします。

**万が一、交付規程等の各規定及び本手引き記載事項が守られず、又は財団の指示に従わない場合には、不受理又は不採択とする場合があります。**

また、本手引きには、補助事業完了後に提出すべき事業報告書等の作成についても取りまとめてありますので、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）と併せてご熟読くださいますよう、お願いいたします。

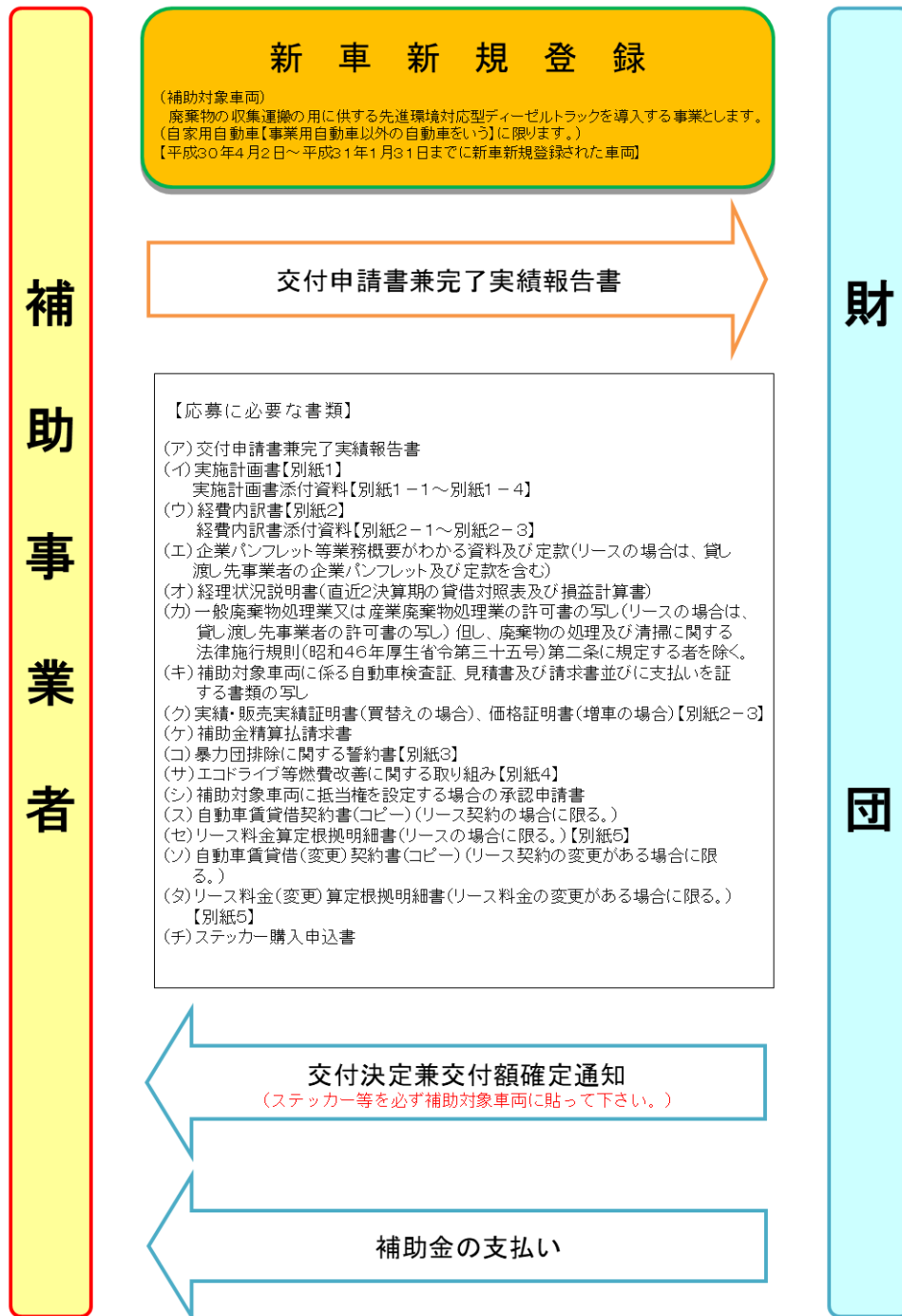
## 1. 補助金交付申請から補助金交付（支払い）までの手続きについて（流れ図）

交付申請書兼完了実績報告書等の提出から補助金交付（支払い）までは以下のような手続きとなります。

本事業は、3月末日までに財団から補助事業者へ補助金交付（支払い）を完了する必要があります。

### 平成30年度廃棄物収集運搬車の低燃費化事業

#### 補助事業の流れ



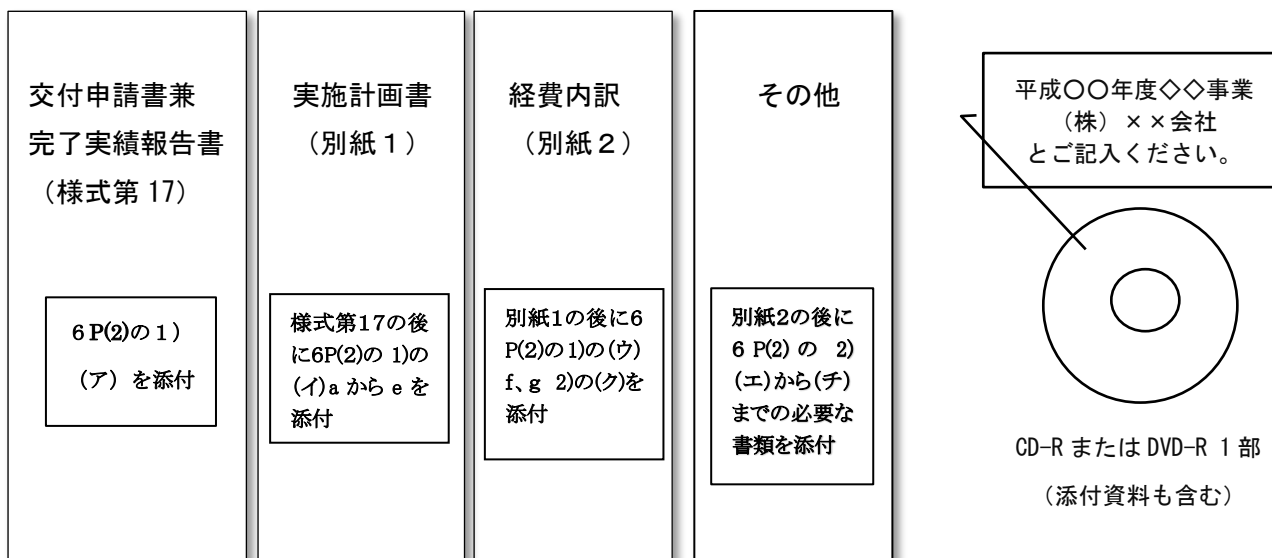
## 2. 交付申請書兼完了実績報告書等の提出について 《交付申請書兼完了実績報告書及びその添付書類の説明》

応募申請に必要な書類は下記のとおりです。

書類一式をファイルに綴り、紙で**原本1部、コピー1部**提出してください。

なお、応募申請書類は下記の表の順に綴り、**インデックスを付けフラットファイルに綴じてください。**(インデックスを付ける紙は別紙として1枚追加してください。)

また、交付申請書兼完了実績報告書及びその添付書類の**すべて**の電子ファイル(WORD、EXCEL、PDF等)と紙の写しを**CD-RまたはDVD-R等に保存し1部**提出ください。



## 3. 応募申請書類の作成について

応募申請書類の作成は、財団ホームページからダウンロードした応募申請用入力シートI及びIIに必要な事項を入力することにより、応募申請に要する計算処理などと共に関連する書式へ自動転記されますので、確認後、ボタンをクリックして印刷してください。また、6P(2)-2)の別途揃える書類の中の必要な書類を加えて、所定の体裁を整えて応募申請書を作成してください

なお、**補助対象車両は、本手引き8Pの「別表 先進環境対応型ディーゼルトラックの型式一覧」に記載された車両**です。「社名(メーカー)・型式」の欄をご記入の際にご確認ください。ただし、この一覧表に記載の無い型式も補助対象車両の要件に適合する場合もあり得ますので、車両メーカー若しくはディーラーに確認していただくか、当財団に相談してください。

また、**補助対象車両は、平成30年4月2日から平成30年1月31日までに新車新規登録された車両**に限られます。

### (1) 応募申請用入力シート入力上の注意事項

#### a 応募申請用入力シートI(公募要領29P参照)

- ・ 申請者は、代表権のある者としてください。
- ・ 共同実施の場合は、補助事業により車両を所有する者が代表して申請してください。(代表申請者のみに補助金を交付(支払い)します。)
- ・ 押印は社印ではなく、法務局へ法人登記した代表取締役社長等の印を押印してください。

B 応募申請用入力シートⅡ（本手引き 15 P 参照）

- ・ 先進環境対応型ディーゼルトラック本体価格（補助対象車両）及び補助対象車両と同等の運搬能力を有する車両の価格は、オプション装飾品（（注）7 P 参照）の金額を含めませんが、**消費税、自動車重量税、その他附帯費用は除外してください。**
- ・ 記入方法については、15 P の「1 応募申請用入力シートⅡの入力説明」を確認しながら作業を進めてください。

(2) 自動印刷される書類と別途揃える書類

1) 自動印刷される書類

(ア) 交付申請書兼完了実績報告書（様式第 17）

- ・ 補助金交付申請額は、補助対象経費の 1 / 3 とし、千円未満は切り捨てとなります。
- ・ 消費税及び地方消費税相当額（以下、「消費税」という。）は補助対象経費から除外されます。（消費税欄は、－が記入されます。）

(イ) 実施計画書（別紙 1）及び別紙資料

- a 「別紙 1-1 補助対象車両の内訳」
- b 「別紙 1-2 年度間走行距離一覧表」
- c 「別紙 1-3-1 事業の効果（CO2 削減量）計算書」
- d 「別紙 1-3-2 事業の効果（費用対効果）」
- e 「別紙 1-4 実績燃費計算シート」：買替の場合のみ

(ウ) 経費内訳（別紙 2）及び別紙資料

- f 「別紙 2-1 補助対象経費支出予定額の内訳」
- g 「別紙 2-2 価格計算内訳書」

2) 別途揃える書類

(エ) 企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款等（公募要領 10 P 参照）

（リースの場合は貸渡し先事業者の企業パンフレット及び定款を含む。）

(オ) 経理状況説明書（直近 2 決算期の貸借対照表及び損益計算書）（リースの場合は貸渡し先事業者のものを含む。）

(カ) 一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可書の写し（リースの場合は貸渡し先事業者の許可書の写し。）但し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第三十五号）第二条に規定する者を除く。

(キ) 補助対象車両に係る自動車検査証、見積書及び請求書の写し並びに支払いを証する書類の写し

(ク) 実績・販売実績証明書（買替の場合）、価格証明書（増車の場合）【別紙 2-3】

(ケ) 補助金精算払請求書

(コ) 暴力団排除に関する誓約書【別紙 3】

(サ) エコドライブ等燃費改善に関する取り組み【別紙 4】

(シ) 補助対象車両に抵当権を設定する場合の承認申請書

- (ス) 自動車賃貸借契約書（コピー）（リース契約の場合に限る。）
- (セ) リース料金算定根拠明細書（リースの場合に限る。）【別紙5】
- (ソ) 自動車賃貸借（変更）契約書（コピー）（リース契約の変更がある場合に限る。）
- (タ) リース料金（変更）算定根拠明細書（リース契約の変更がある場合に限る。）  
【別紙5】
- (チ) ステッカー購入申込書（購入希望者に限る。）

(注) オプション装飾品は、安全走行、環境保全、廃棄物の収集運搬に必要なものは認めますが、過大なものは、補助対象外となる場合もあります。

### <消費税の取り扱いについて>

消費税は原則、補助対象経費から除外してください。

消費税を補助対象経費に含めることができる場合については、本手引きの「7. 消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できる場合について（12P）」をご参照ください。

### <補助対象経費と補助対象外経費について>

#### (1) 補助対象経費

補助対象経費は、廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラックの導入を行うために必要な経費です。詳細は、公募要領22Pの別表第1「補助対象経費の区分等」を参照ください。

なお、補助対象経費は補助事業を行うために直接必要な経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限りします。

#### (2) 補助対象外経費

以下の費用は補助対象外となります。

- ・ 既存車両の廃棄費、予備品、自動車重量税、保険料、官公庁等への申請・届出に係る経費、本補助金への応募申請等に係る経費等
- ・ なお、標準装備以外のオプション装飾品については、補助対象外とする場合があります。

(別表第2)

## 先進環境対応型ディーゼルトラックの型式一覧

自動車検査証上の表記において、型式の排出ガス規制適合識別記号が「TKG」、「TPG」、「TRG」、「SPG」、「SRG」、「QKG」、「QPG」、「QRG」、「LPG」、「LRG」、「2KG」、「2PG」、「2RG」であって、下表記載の型式であるもの。

(補助申請対象車両の型式が、先進環境対応型車両であるか各車両メーカーに確認をしてください。)

### 【大型】(12トン超)

メーカー	いすゞ		UDトラック	日野	三菱ふそう	ボルボ
型式	CVR	CYZ	CD	FE	FK**Z	H2T
	CXE	EXD	CG	FH	FK	M2T
	CXG	EXR	CK	FJ	FP	
	CXM	EXY	CV	FN	FS	
	CXY	EXZ	CW	FQ	FU	
	CXZ	FTR	CX	FR	FV	
	CYE	FTS	GK	FS	FY	
	CYG	FVR	PK	FW		
	CYH	FVZ		GC		
	CYJ			GD		
	CYL			GN		
	CYM			SH		
	CYY			SS		

### 【中型】(7.5トン超12トン以下)

メーカー	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	マツダ
型式	FRR	BKR	FC	FE*9	LKR
	FRS	BMR	FD	FK	LPR
	FSR	BPR	FE	FE*M	
	FSS	FE	FH	FQ	
	NKR	LK	FJ	BSZ5F24	
	NPR	MK	GC		
	FVR		GD		
	FVZ		XZC		
			XZU		

### 【小型】(3.5トン超7.5トン以下)

メーカー	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	マツダ	日産	トヨタ
型式	ASZ1F24	BJR	FC	BSZ1F24	LHR	FB	XZC
	ASZ2F24	BJS	FD	BSZ2F24	LHS	FD	XZU
	ASZ4F24	BKR	XZC	FB	LJR	FE A,B	
	ASZ5F24	BLR	XZU	FD	LJS	FG BA	
	NHR	BLS		FE A,B,C	LKR	SZ1F24	
	NHS	BMR		FE*9	LKS	SZ2F24	
	NJR	BNR		FGA,B	LLR	SZ4F24O	
	NJS	BNS			LLS	SZ5F24O	
	NKR	BPR			LMR		
	NKS	FBA			LMS		
	NLR	FDA			LNR		
	NLS	FEA,B,C			LNS		
	NMR	FG A			LPR		
	NMS	FGB			LPS		
	NNR						
	NNS						
	NPR						
	NPS						

・登録型式に「改」が付く改造車両にあつては、「原動機」、「動力伝達装置」、「走行装置」、「燃料装置」の全てが改造されていない車両に限ります。  
 ・対象は、ディーゼル車に限ります。  
 ・この一覧は、変更または追加する場合があります。  
 ・各メーカーの型式記号で上記表中にない車両であっても、ポスト新長期規制適合車指定型式(平成27年度燃費基準達成車に限る)に適合する車両であれば補助対象車両となります。



#### 4. 補助事業により取得した財産（取得財産）の管理等について

##### （1）取得財産等管理台帳の整備（交付規程第8条第十四号、同規程様式第10）

補助事業者は、補助対象車両を取得財産等管理台帳（交付規程様式第10）に登録し、処分制限期間（法定耐用年数期間：4年）中、も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

##### （2）当該補助金で取得した財産であることの明示（ステッカーの貼り付け）（交付規程第8条第十三号）

補助対象車両となった場合には、補助金（廃棄物収集運搬車の低燃費化事業）で取得した財産であることを明示する必要があります。

補助金で取得した財産であることを明示する方法としては、以下に示すひな形のステッカー等を補助対象車両に貼り付けていただく必要があります。

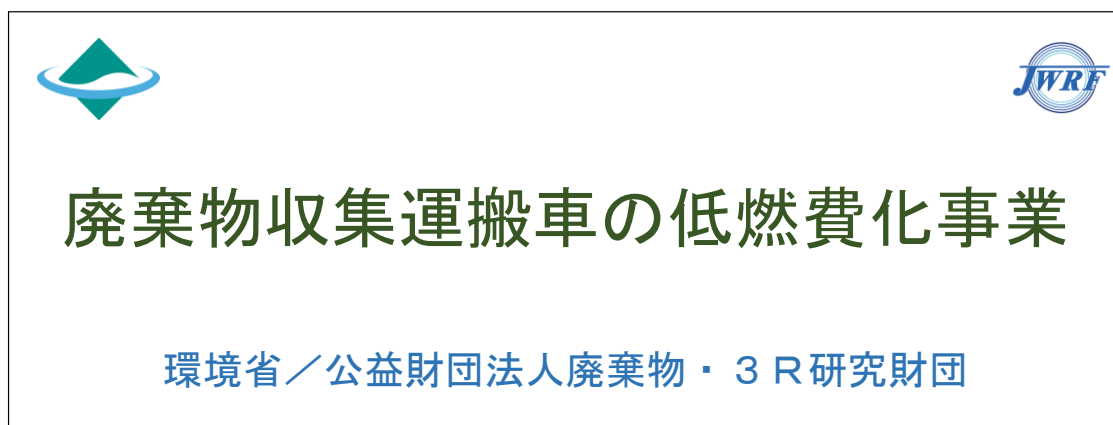
ステッカーは、補助事業者が自ら作成することも出来ませんが、財団から購入することができます。

##### 1. ステッカー等を補助事業者が自ら作成する場合

以下に示すひな形のとおり、ステッカー等を作成し補助対象車両に貼り付けてください。

※ ステッカーを自ら作成される場合には、**環境省のロゴマークを使用するための承認手続きが必須ですので、事前に財団へご相談ください。**

##### 《ひな形》



大きさ：タテ80mm以上×ヨコ220mm以上

色：ひな形のとおり（4色）

材質：塩ビ乳白#80

## 2. ステッカーを財団から購入する場合（1枚200円）

ステッカーの購入方法は以下のとおりです。

1. ステッカー購入申込書は、補助金申込時に「補助金交付申請書兼完了実績報告書」に同封してお送りください。（ステッカー購入申込書は11Pのとおりです。ひな形は財団ホームページからダウンロードしてご利用ください。）
2. ステッカーは、当財団が補助金申込を採択した場合に限り、「補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書」に同封してお送りします。また、併せて「請求書」と「納品書」を同封いたします。
3. ステッカー代金及び支払方法
  - ・ステッカー1枚あたり200円です。
  - ・「定額小為替」又は「銀行振込」のいずれかの方法でお支払いください。

### (1) 定額小為替

現金を定額小為替証書に換えて送付する送金方法です。

お近くのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口で、ステッカー購入金額分（注1）の定額小為替証書を発行してもらい、当財団宛てご郵送ください。

なお、定額小為替証書1通につき100円の発行手数料がかかります。

(注1)

【例】ステッカー1枚の場合

ステッカー代金（200円）と定額小為替証書の発行手数料（100円）合わせて300円の費用がかかります。

### 【郵送先】

〒130-0026

東京都墨田区両国 3-25-5 J E I 両国ビル 8階

公益財団法人廃棄物・3R研究財団 総務部宛

TEL 03-5638-7161

### (2) 当財団指定銀行口座に振込

#### 【振込先】

三井住友銀行(0009) 東京公務部(096)

普通預金 No.0132209

ザイハイキブツ・スリーアルケンキュウガ イタン

※振込手数料は、貴社にてご負担くださいますようお願いいたします。

注1： ステッカーは、原則、補助事業で導入した車両に直接、誰からでも視認できる場所に貼り付けてください。

注2： ステッカーの素材や大きさについては、ひな形のとおりです。**法定耐用年数期間（4年）、保持・視認できる状態を保てる素材・工法を用いてください。**

注3： ステッカー作成及び貼付の費用については補助対象とはなりません。

# ステッカー購入申込書

(平成30年度廃棄物収集運搬車の低燃費化事業)

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 梶原 成元 殿

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

(貸渡し先(リースの場合))

印

)

下記のとおり、ステッカーの購入を申し込みます。

購入代金は、貴財団の指示に従いお支払いします。

記

補助事業への申請台数	台
ステッカー購入希望枚数	枚

### (3) 取得財産の処分の制限（交付規程第8条第十四号）

取得財産等のうち単価が50万円以上の機械器具、備品及びその他の財産は、その財産を補助事業終了後に補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保供与しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受けなければなりません。財団の承認を得ずに、取得した財産等の処分を行った場合には、補助金交付決定の解除や補助金の返還を命じることがあります。

取得財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とし、補助対象車両は4年としています。

### 5. 財団における指導・現地調査について（交付規程第8条第九号）

財団は、補助事業の実施状況を確認するため、その実施中または完了後に必要に応じて補助事業実施の状況について報告を求めるとともに、補助対象設備導入場所（現地）において調査を実施する場合がありますので、その際にご協力くださいますようお願いいたします。

### 6. 事業報告書の提出について（交付規程第16条、様式第16）

補助事業者は、補助事業が完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について毎年度作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出しなければなりません。

また、補助事業者は、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければなりません。

### 7. 消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できる場合について

以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定することができるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者
- ④消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

以上の補助事業者が消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定して交付申請を行う場合には、予め審査を行うとともに、補助事業終了後には交付規程に基づき消費税の確定申告に基づく報告書を提出する必要があります。

さらに、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額の全部又は一部を返還していただきます。

（①及び②の補助事業者は、消費税の確定申告の義務はありません。）

### ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者

#### 【確認事項】

消費税法第5条の規定により納税義務者とならない者であること

### ②免税事業者である補助事業者

課税期間（事業年度）の基準期間（その事業年度の前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下※であり、課税事業者を選択していないこと。

ただし、基準期間が1年でない法人の場合、原則として1年相当に換算した金額により判定する。また、新設された法人については、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の額が1,000万円以上でないこと。

#### 【確認事項】

- 1) 課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であること
- 2) 課税事業者を選択していないこと
- 3) 国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付規程に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

### ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者

その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であり、簡易課税制度を選択していること。

#### 【確認事項】

- 1) 課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であること
- 2) 消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること
- 3) 消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと
- 4) 国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付規程に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

### ④消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

消費税法別表3に掲げる法人（特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人等を含む）に該当すること。

#### 【確認事項】

- 1) 補助事業終了後、特定収入割合を証明する計算書類の提出を求めること
- 2) 特定収入割合が5%以下になった場合、交付規程に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

# 資 料

## 1. 応募申請用入力シートⅠ、Ⅱのダウンロード時の最初の画面説明

## 2. 応募申請用入力シートⅡの入力説明

※ 応募申請用入力シートⅠの入力説明は、公募要領 29Pをご参照ください。

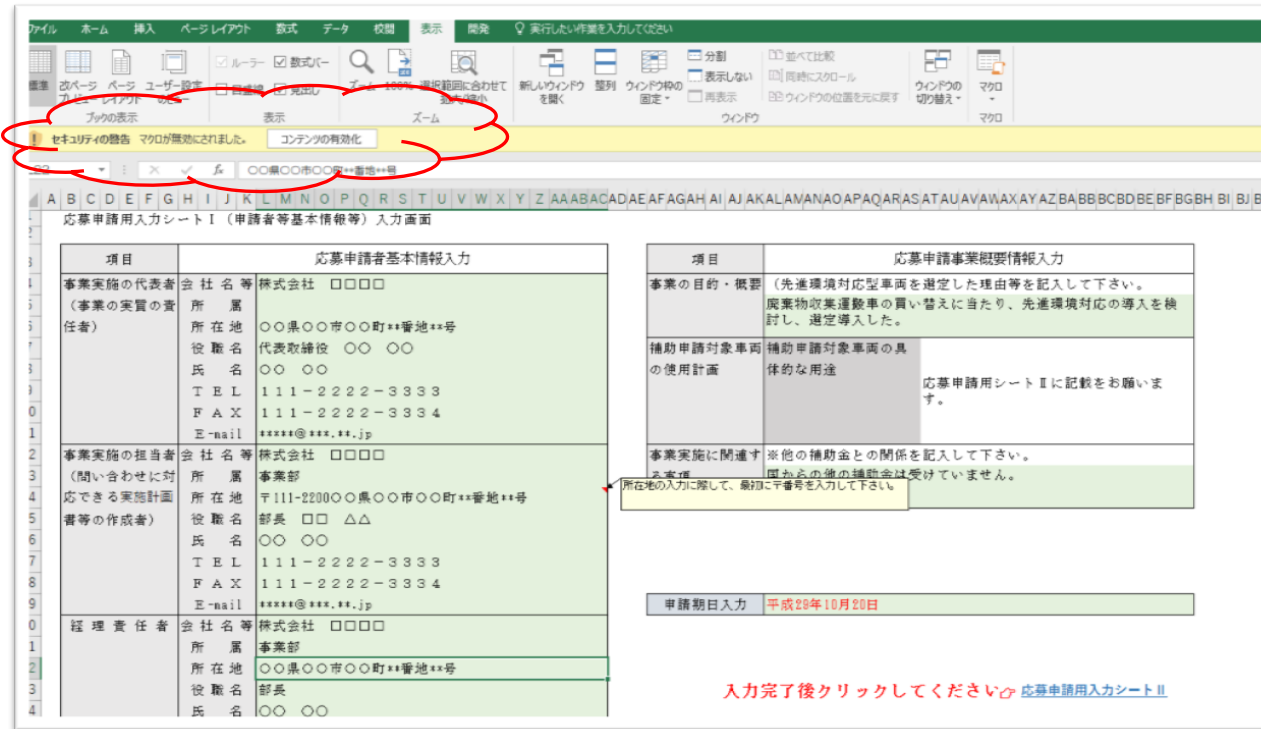
## 3. 様式第 1 4 「精算払請求書」の記入方法

## 4. 【参考】消費者物価指数、燃費一覧表

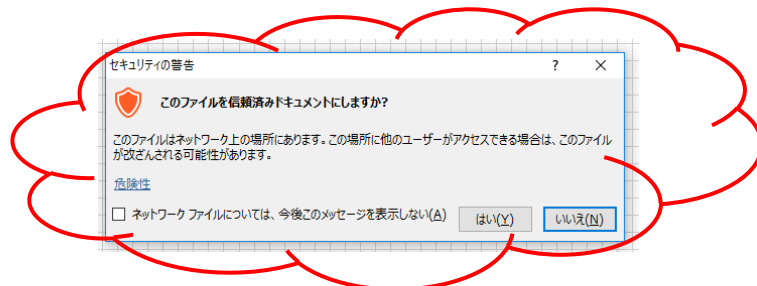
※ 参考までに、本資料を添付いたします。なお、「手書き」の場合は、本資料をご利用ください。

# 1 応募申請用入力シート I、II のダウンロード時の最初の画面説明

最初に表示された Excel ファイル画面上に雲形で囲ったセキュリティの警告表示が出た場合は、「コンテンツの有効化」をクリックして、信頼済ドキュメントとし、説明画面の確認や入力を進めて下さい。



また、つぎの画面が表示された場合も「はい (Y)」をクリックして下さい。



## 2 応募申請用入力シートⅡの入力説明

### 応募申請用入力シートⅡ入力方法の説明

< 凡例 >

- プルダウン選択（カーソルにて選択できます。例：小型、中型・・・）
- 手入力（車検証、領収証等から必要事項を転記入力してください。）
- 計算結果表示（入力すると、自動的に計算結果や、「適合」「問い合わせ」等の表示が現れます。）

この画面で記載入力箇所等を確認下さい。  
また、申請車両の入力時は、《交付申請の手引き》16ページにこの画面と同様の説明を掲載しています確認をお願いします。

1台目		申請車両購入区分及び申請車情報		申請車両年度間走行性		申請車両の購入額等	
申請台数	複数	申請台数	複数	申請台数	複数	申請台数	複数
車種	中型	車種	1号車	具体的な用途	都内中央区内の事務所ビル内廃棄物の収集運搬に供する。	①1台毎の車両購入費	13,000,000円
購入区分	買替	車検証の登録年月日	平成30年9月7日	代表的な運行コース	出発地(A) 中央区〇〇	②寄付金その他の収入	0円
登録年月日	平成30年9月7日	登録番号	F k R - 11	経由地	区内	③差引額 (①-②)	円
登録番号	足立22は12-12	車台番号	2 K G	到着地(B)	中央区〇〇	買替の場合の旧車両情報	
車台番号	7,700 kg	車名(メーカー)	zzz	(A) から (B) までの距離	32 km	旧車両(先進環境対応型に適合していない車両)	
車名(メーカー)	zzz	通称名	架装業者	移動回数及び年度間稼働日数	2回 260日	車種情報入力	
通称名	架装業者	車体の形状	△〇サムタン	その他の走行距離	500 km	車両総重量	7,800 kg
用途	△〇サムタン	脱着装置付きコンテナ専用車	特種	年度間走行距離	0 km	旧車両の購入時価格	12,000,000円
用途	特種	所有者の氏名又は名称		「増車」の先進環境対応型の燃費	880,000円	旧車両の購入年	平成 15年
所有者の氏名又は名称		所有者の住所		「増車」の旧車両相当型式換算燃費	829,960円	車種情報入力	
所有者の住所		使用の本拠の位置	〇〇県〇〇市〇〇区※※-※	実績走行距離	20,000 km	車体の形状	形状を選択下さい。
使用の本拠の位置	〇〇県〇〇市〇〇区※※-※	抵当権の有無	無	実績燃料使用量	7,800 ℓ	脱着装置付きコンテナ専用車	
抵当権の有無	無	入力により反映される、各様式等				増車の場合価格証明書の金額を入力して下さい。	
別紙1-1	別紙1-2・別紙1-3-1・別紙1-4	別紙1-3-2・別紙2-1	別紙2-2				

説明画面で入力箇所や方法が確認できたら、クリックし次に進んで下さい。

①1台目入力へ➡

説明画面で入力箇所や方法が確認できたら、クリックし次に進んで下さい。

①1台目入力へ➡



## 2 様式第14「精算払請求書」の記入方法

様式第14（第13条関係）

和暦で記入してください。

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団  
理事長 梶原 成元 殿

印は、社印ではなく、法務局に法人等登録している印鑑を押印してください。

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名  
(貸渡し先(リースの場合))

代表者名の欄は、代表取締役社長など代表権のある方のお名前をご記載ください。

印  
)

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 精算払請求書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)の精算払を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称 廃棄物収集運搬車の低燃費化事業

※ の欄には、交付申請書兼完了実績報告書の「3補助金の申請額」をご記入ください。

2 請求金額 金 ※ 円

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

①金融機関名： ○○銀行

②支店名： ○○支店

③預貯金種別： (普通、当座、別段) いずれかを○で囲んでください。

④口座番号： ○○○○○○

⑤口座名義(カナ)： 廃棄物運搬株式会社 (ハイキブツウンパン(カ))

※カナの記載例(「株式会社」が前の場合)：株式会社廃棄物運搬 → カ)ハイキブツウンパン

(「株式会社」が後の場合)：廃棄物運搬株式会社 → ハイキブツウンパン(カ)

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

### 3 【参考】消費者物価指数、燃費一覧表

※ 参考までに、本資料を添付いたします。

【総務省統計局 消費者物価指数（自動車）抜粋】

年	消費者物価指数	年	消費者物価指数
1997（平成 9 年）	99.8	2008（平成 20 年）	98.8
1998（平成 10 年）	100.2	2009（平成 21 年）	98.0
1999（平成 11 年）	100.1	2010（平成 22 年）	97.4
2000（平成 12 年）	100.0	2011（平成 23 年）	97.3
2001（平成 13 年）	99.4	2012（平成 24 年）	97.5
2002（平成 14 年）	98.8	2013（平成 25 年）	97.1
2003（平成 15 年）	98.6	2014（平成 26 年）	98.8
2004（平成 16 年）	98.2	2015（平成 27 年）	100.0
2005（平成 17 年）	98.7	2016（平成 28 年）	100.2
2006（平成 18 年）	98.6	2017（平成 29 年）	100.2
2007（平成 19 年）	98.8		

【燃費一覧表】

車両区分		総重量 (kg)	燃費 (km/ℓ)
小型	1	3,500	7.45
	2	4,500	7.25
	3	5,500	6.87
	4	6,500	6.68
中型	5	7,500	6.24
	6	8,000	5.93
	7	10,000	5.16
大型	8	12,000	4.70
	9	14,000	4.43
	10	16,000	4.08
	11	20,000	3.58